

阪神間お散歩マップ制作及び広告業務委託に係る
公募型提案依頼書

芦屋市市民生活部環境・経済室地域経済振興課

阪神間お散歩マップ制作及び広告業務委託 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「阪神間お散歩マップ制作及び広告業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

阪神間連携ブランド発信協議会の事業として、阪神間に現存するモダニズム建築をはじめ、そこに花開いた多彩な文化や魅力的な資源を紹介することで、阪神間地域の活性化とエリア内の都市ブランドの向上を図り、関西圏からの交流人口の拡大や移住・定住者を呼び込む流れを作るとともに、当該エリアの「阪神間モダニズム」への理解と地域への愛着を高める。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

「1 (2) 本業務の目的及び依頼内容」を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するため、指定の条件を満たした提案を募り、価格及び提案内容等を総合的に評価できるよう、本提案依頼を行うこととしたもの。

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、4,000,000円（税込）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

(7) 契約方法等

提出された企画提案書に基づき、阪神間連携ブランド発信協議会構成団体（阪神南県民センター・西宮市・阪神電気鉄道株式会社）と契約予定者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、各者と個別に委託契約を締結する。

(8) 提案を求める範囲

本提案依頼を求める範囲は、「阪神間お散歩マップ制作及び広告業務委託提案依頼用仕様書」を参照すること。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加申請に係る提出書類

① 参加意思表明書

所定の内容を記入、押印

② 商業登記簿謄本（写し可）

※法人格を有していない場合、身分証明書（禁治産者・準禁治産者の宣告、後見の登記及び破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことの証明）及び登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに記録されていないことの証明）を提出。なお、外国籍の方は登記されていないことの証明書のみ提出可。

※提出日において発行から3箇月以内のもの

③ 財務諸表（写し可）

直前決算における貸借対照表及び損益計算書（税申告時の写し可）、株主資本等変動計算書、個別注記表等

④ 納税証明書（写し可）

法人税（又は所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書並びに芦屋市に本店を有する場合は市税納付（納入）状況等証明書

※未納がある場合は受付不可

上記書類を提出期限（令和6年3月12日（火）午後5時）までに下記のいずれかの方法で芦屋市市民生活部環境・経済室地域経済振興課へ提出すること。

書類提出：下記提出場所まで郵送又は持参。（郵送の場合は必着）

電子提出：PDF形式で添付して、地域経済振興課代表メール

(keizai@city.ashiya.lg.jp)宛に送信。

※データ提出の場合の注意点

(ア) メール件名は「阪神間お散歩マップ制作及び広告業務委託参加申請書」とする。

(イ) ファイル形式はPDFで容量は1ファイル5MB以下とする

(ウ) メールの容量が6MBを超える場合はメール件名に「1/4」のように件数が分かるように枝番をつけ分割して送付すること。

(エ) メール受信画面で提出ファイル名が読み取れるように、添付ファイル名は提出書類名をつけ、個別ファイルとして添付すること。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、上記地域経済振興課代表メール宛に、別紙「質疑書」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表示者全員に公表する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(4) 企業評価関連書類、企画提案書及び見積書等の提出

貸借対照表及び商業登記簿謄本以外の企業評価関連書類、企画提案書及び見積書は、企業評価関連書類・企画提案書・見積書提出期限（令和6年3月19日（火）午後5時）までに「2(5) 提出場所」へ持参、郵送又は電子メールへのPDFファイル添付により提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

〒659-8501 芦屋市精道町7-6
芦屋市市民生活部環境・経済室地域経済振興課

(6) 問合せ先

芦屋市市民生活部環境・経済室地域経済振興課

担当：松原、兒玉

TEL：0797-38-2033

FAX：0797-38-2176

mail：keizai@city.ashiya.lg.jp（地域経済振興課代表メール）

(7) 最終結果通知

最終結果については、電子メール又はFAXにより送付し、後日郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	書類審査	参加申請 書類提出 者	専門委員会	参加申請提出者が参加資格を満た すかを確認する。
事前審査	書類審査	企画提案 書等提出 者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がな いかチェックする。
1次評価	・企業評価 (書類審査) ・提案内容 評価 (面接審査) ・価格評価	事前審査 通過者	専門委員会	提出書類及び提案内容のヒアリン グに基づき評価する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価の点数により、総合点で事業者を決定する。配点は、企業評価1割（30点）、提案内容評価5割（150点）、価格評価4割（120点）とする。提案内容評価については、評価者8名の平均点により算出する。

(3) 参加資格確認

① 対象

参加申請書類提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

① 対象

企画提案書等提出者

② 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

① 対象

事前審査通過者

② 評価方法

- (ア) ・企業評価項目提出書類及び企画提案書等についての書類審査及びヒアリングによる評価
・ヒアリングは評価者の中から、提案内容についての質問形式で行う。

- ・ヒアリングは3月26日（火）に、各社30分程度を予定している。
- ・ヒアリング開始時間については、事前審査終了後、1次評価までの期間に通知する。
- ・プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
- ・提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。
- ・出席者は、説明者を含め5人までとする。
- ・審査の内容は本市で録音する。

(イ) 価格評価

(6) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

- ① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
- ② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合
- ③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合
- ④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合
- ⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

- ① 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- ② 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認めない。
- ③ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容を無償で使用及び公表することができるものとする。
- ④ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。
- ⑤ 本件は、令和6年度予算の議決がなされ、当該予算の執行が可能となることにより、効力を生じるものとする。

以 上

阪神間お散歩マップ制作及び広告業務委託

提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表（提案依頼交付開始日）	令和6年2月28日（水）
(2) 質問受付期間	令和6年2月28日（水）から 令和6年3月4日（月）午後5時まで
(3) 質問回答期限	令和6年3月8日（金）午後5時まで
(4) 参加申請書類提出期限	令和6年3月12日（火）午後5時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和6年3月15日（金）午後1時以降
(6) 企業評価関連書類・企画提案書・見積書提出期限	令和6年2月28日（水）から 令和6年3月19日（火）午後5時まで
(7) 1次評価（ヒアリング）	令和6年3月26日（火） ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定 します。
(8) 最終結果通知	令和6年3月29日（金）午後1時以降
(9) 契約締結予定日	令和6年4月1日（月）

評価基準表

・参加資格確認、事前審査を通過した者について、この評価基準表に基づき評価を行う。

1企業評価については、特記のない評価項目は【指標を満たすもの：2又は4、満たさないもの：0】とする。

2提案内容評価については【5：大変優れている、4：やや優れている、3：普通、2：やや劣る、1：劣る、0：評価内容の記載がない】の6段階評価を行う。

・評価配点10点の場合【評価点は、10：大変優れている、8：やや優れている、6：普通、4：やや劣る、2：劣る、0：評価内容の記載がない】

・評価配点30点の場合【評価点は、30：大変優れている、24：やや優れている、18：普通、12：やや劣る、6：劣る、0：評価内容の記載がない】

・評価配点40点の場合【評価点は、40：大変優れている、32：やや優れている、24：普通、16：やや劣る、8：劣る、0：評価内容の記載がない】

3提案内容評価については評価者8名の平均点により算出する。

審査項目	評価項目	企業評価・価格評価の必要提出書類/ 企画提案書の記載事項等	企業評価の指標/ 主な企画提案書評価上の視点/ 価格評価点の算式	項目 配点	評価 配点	
1 企業 評価	1 企業能力	1 履行保証力	貸借対照表（写）	自己資本比率25%以上	1	2
		2 瑕疵担保力	企業賠償責任保険加入証（写）	5千万円以上の損害賠償保険の加入状況	1	2
		3 同種業務実績	履行実績届（委託市町村名、業務名の一覧等）	過去5年間における同種業務の実績	2	4
		4 品質マネジメント	認証登録証明書（写）	ISO9001の取得あり	1	2
		5 環境マネジメント	認証登録証明書（写）	ISO14001の取得あり	1	2
	2 地域貢献度	1 営業の拠点	商業登記簿謄本（写）	本店の所在地が芦屋市もしくは西宮市内	2	4
		2 業務実績	契約書（写）	芦屋市・西宮市・阪神南県民センターいずれかと契約書を交わした直近の案件の業務実績	1	2
	3 社会性	1 企業年金制度	企業年金制度導入に関する証明書（写）	企業年金制度導入あり	1	2
		2 障がい者雇用状況	障がい者雇用状況報告書（写）	障がい者の雇用状況あり	1	2
		3 男女共同参画推進の取組	各事業者の制度概要（写）	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入あり	1	2
		4 女性活躍推進の取組	基準適合一般事業主認定通知書（写）	えるぼし認定の取得あり	1	2
		5 子育てサポートの取組	基準適合一般事業主認定通知書（写）	くるみん認定の取得あり	1	2
6 若者雇用促進の取組		基準適合事業主認定通知書（写）	ユースエール認定の取得あり	1	2	
小計				15	30	
2 提案 内容 評価	1 取組方針	取組方針	業務の目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか	2	10	
	2 実施体制	実施体制	業務を実施する上で十分な体制か	2	10	
	3 業務の実施手続き	実施工程表	実施工程表、スケジュールが的確か	2	10	
	4 印刷物	デザイン		・ターゲットに対しての効果的なデザインか ・過去の発行物のデザインに即した内容かどうか	8	40
		構成・記載事項		・ターゲットに対して効果的でわかりやすい構成となっているか ・歴史・ルーツなど考慮した記載内容となっているか	6	30
	5 広告	広告方法	印刷物の告知にあたって、媒体、期間等効果的な提案となっているか	8	40	
	6 資料調達力	資料の正確性	資料等がわかりやすいか、誤字脱字が少ないか	2	10	
小計				30	150	
3 価格 評価		見積書	価格点＝配点120点 ※最低見積業者に120点とし、次に低い者から順に5点ずつ減点		120	
総計					300	

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。